

ノルウェーの社会保障改正



1969年にノルウェーの社会保障制度は改正され、その制度は、1970年1月1日より実施された。この改正により、従来、別々に設けられていた疾病保険、失業保険、および労働災害保険が、すでに実施されていた一般的国民年金制度（老齢・廃疾・遺族給を含む）に統合され、拠出は1つの制度にまとめられたが、財政的な分野における基金は、各給付毎に独立して運営される。それら以外に、多くの改正が含まれており、主要な改正のうち、とくに財源調達にかんする部分の要約は、以下に示されるとおりである。

各保険の統合と基金

疾病、失業、労働災害保険は、一般的国民年金制度に統合されたが、この統合により、既存の制度は単純化され、その結果、従来、各保険制度に対してそれぞれ別々に行なわれ

ていた拠出は、1本にまとめられた。しかし、各保険制度には、それぞれ個別的に基金が設けられるので、1本にまとめられて支払われる拠出の収入は、徴収後に、それぞれの基金に配分されることになった。

疾病保険

疾病保険では、平均所得を基準として、それ以下の所得を取得する者は、所得に応じて低い拠出を支払い、平均所得以上の者は、その所得に応じて高い拠出を支払うことになった。従来、被用者と自営業者は、前者が雇用からの所得だけを対象として拠出を支払い、後者が翌年における予定所得のみを対象として拠出を支払ってきたが、改正により、11段階の所得クラスを用い、被用者と自営業者は、同様にそれらの各クラスに応じて拠出を支払うことになった。

失業保険

失業保険では、被用者の拠出は免除され、その結果、この保険の財源は使用者、中央政府と自治体が調達することになった。被用者の拠出を免除した重要な理由は、失業保険を一般的な仕組みの中に統合することにより、たとえば、年金受給者や自営業者のような人びとは、失業給付を受給するなんらの機会がないにもかかわらず、拠出を負担することになるので、この不合理を除去するために、被保険者全員の拠出を免除したものである。

労働災害保険

労働災害保険では、従来、職業の危険度に応じて異なる段階で、使用者が財源を調達してきたが、改正により、使用者は職業の危険度に関係なく、同一の拠出率で財源を調達することになり、1970年におけるその拠出率は、賃金支払い総額の0.2%となっている。

拠出率

以上の改正により、1本にまとめられた拠出について要約すれば、被用者と自営業者のいわゆる被保険者、中央政府、自治体は課税所得を対象とし、また使用者は賃金支払い総

額を対象として、拠出が算出される。それぞれの拠出率は被保険者が7.0%，中央政府が2.22%，自治体が2.15%で、使用者が11.3%となっている。しかし、これらの拠出率による拠出収入は、それぞれの保険による基金に配分されることになっており、それらの配分の状況は、7.0%を負担する被保険者の拠出が、老齢・廃疾・遺族保険の4.0%・疾病保険の3.0%となる（失業と労働災害への拠出は負担しない）。中央政府と自治体による同様な拠出率の内容は、老齢・廃疾・遺族保険がそれぞれいずれも0.75%で、疾病保険がそれぞれ1.4%と1.3%，失業保険が0.7%と0.1%となっている（労働災害保険の拠出は負担しない）。合計11.3%の使用者による拠出率は、老齢・廃疾・遺族保険が8.8%，疾病保険が1.9%，失業保険が0.4%，労働災害保険が0.2%である。もっとも、これらの拠出以外に、中央政府が負担する家族手当や、公務員、海員、沿岸漁夫、および森林労働者に対する特殊な年金制度が実施されているが、上述した拠出率には、これらの制度に対する財源調達が含まれていない。

その他

1966年の国民保険法により、年金の受給資格を取得できない高齢者には、1897年以後の出生者を対象として、補足的年金を支給してきたが、これでは1897年以前の出生者には不公平であるから、その批判に応じて、これら高齢な人々にも、補足的年金の支給が認められることになった。また、新しい法律は、1966年法にもとづいて年金額を算出することになっているが、受給対象や給付の新しい最高額、他の年金との併給による減額なども含んでいる。ところで、拠出負担が新しい法律に示されており、その中に、使用者の拠出負担も含まれているが、使用者負担はこの約10年間に増加している。たとえば、工業の成人労働者1人当りで示された使用者の拠出は、1959年に週当たり13.11クローネであったのに、その後次第に多くなり、1969年には、67.05クローネとなっている。このような使用者の負担増は、主として、その間における賃金の上昇によるものである。

Leif Haanes-Olsen, Recent Changes in Nor-

wegian Social Security, U. S. Dept. of H. E. & W., Social Security Administration, *Social Security Bulletin*, Vol. 33, No. 1, Jan., 1970, pp. 43~45, 56.

(平石長久 社会保障研究所)

